

日本スポーツ社会学会 研究委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、日本スポーツ社会学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第15条3項の規定に基づき、本学会の研究に関する企画遂行のために必要な事項を定める。

(企画・業務)

第2条 委員会は、本学会の研究に関する以下の企画・業務を行う。

- (1) 本学会の2年間のプロジェクト研究テーマを定める。
- (2) 研究計画を立て研究を推進し、その結果を学会大会組織委員会と連絡を取り、大会の研究委員会シンポジウムで報告する。
- (3) 年に2回程度委員会を招集し、研究会を2回程度開催する。
- (4) スポーツ社会学の裾野を広げ、研究の質を高めるため関連領域と連携を深める。

(委員の就任)

第3条 委員会は、若干の理事、およびその理事により指名された会員によって構成される。委員長は、理事の中から互選によって決定される。

(任期)

第4条 委員の任期は理事の任期と同じく2年とする。

(経費)

第5条 委員会の活動および事業の経費は、理事会の決定によって支出される。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

(施行日)

本細則は、2017年9月10日から施行する。